

(兵庫県告示第 402 号)

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項に基づき、するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 3 管理年度における数量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 3 年 3 月 30 日

兵庫県知事 井戸敏三

第 1 するめいか

1 都道府県別漁獲可能量

現行水準

2 知事管理漁獲可能量

法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

| 管理区分       | 知事管理漁獲可能量 |
|------------|-----------|
| 兵庫県するめいか漁業 | 現行水準      |

第 2 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

2.3 トン

2 知事管理漁獲可能量

法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

| 管理区分            | 知事管理漁獲可能量 |
|-----------------|-----------|
| 兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業 | 1.9 トン    |
| 兵庫県日本海定置漁業      | 0.3 トン    |
| 兵庫県その他漁業        | 0.1 トン    |

第 3 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

8.7 トン

2 知事管理漁獲可能量

法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

| 管理区分          | 知事管理漁獲可能量 |
|---------------|-----------|
| 兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業 | 2.8 トン    |
| 兵庫県その他漁業      | 2.4 トン    |